

大津放水路とは、大津市街地の慢性的な洪水被害を軽減するために、大津市南部を流れる小河川の洪水を中流部でカットし、淀川(瀬田川)へ直接流下させる地下トンネルのことです。平成6年に琵琶湖河川事務所が工事に着手し、平成17年に盛越川分水工までが通水しました。

今年の8月4日に一級河川指定されましたので、8月28日に引継式を行い、管理を滋賀県に引き継ぎました。

大津放水路の概要

延長 : 約2,400m
 分水施設 : 3箇所
 計画規模 : 1/100
 計画雨量 : 108.8mm/hr
 計画高水流量 : 290m³/s(瀬田川合流部)
 事業費 : 641億円
 事業期間 : H4～H16年度

位置図



平成29年8月4日官報(号外第170号)

| 変更 | | 指定 | 区分 | 名称 | 上流端 | 下流端 |
|-----|-----|-------|----|------------------------------|----------------------------|-----------|
| 新 | 旧 | | | | | |
| 盛越川 | 盛越川 | 大津放水路 | | 大津市若葉台字大谷六百一番一 | 大津市若葉台字大谷六百一番一 | 淀川への合流点 |
| 奔別川 | 奔別川 | | | 三笠市奔別沢国有林事業区百五十二林班地先の無名川の合流点 | 三笠市奔別沢五十九番地先の右岸 同市奔別沢百四番地先 | 幾春別川への合流点 |

○国土交通省告示第七百四十二号
 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。
 平成二十九年八月四日
 表一 石狩川水系
 国土交通大臣 石井 啓一

引継式の様子



文書目録の引き継ぎ



懇談の様子



施設の鍵の引き継ぎ

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
 〒520-2279 大津市黒津4-5-1 TEL 077-546-0904

